明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一）　一
〔告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一）　一
○種畜の等級の判定基準を定める等の件（農林水産九）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、企業年金基金変更、プログラムの著作物に係る登録関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第三号及び第十条の規定に基づき、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「卒業したこと。」を「卒業した者」に改め、同条第三号中「高等学校」の下に「又はこれと同等以上の学校」を加え、「従事していること。」を「従事している者」に改め、同条に次の一号を加える。

四　農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

第三条中「同項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲げるものの用に供する」を「次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第四条第一項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲げるものの用に供する場合

イ　自己の飼養する雌についてのみ行う種付

ロ　自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるものの用に供する家畜人工授精用精液（法第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液をいう。以下同じ。）の採取

(1)　家畜人工授精（法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。以下同じ。）

(2)　家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵移植をいう。以下同じ。）

二　法第四条第一項本文の家畜の雄であつて、専ら一の都道府県の区域内において飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われると認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するものに属するものであり、かつ、当該都道府県の区域内の家畜人工授精所その他の農林水産大臣が指定する場所において飼養されるものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告示

○財務省告示第一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年一月四日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	四億百十一万円	四億五十万三百十八円
〃	第二回	二億二百七十三万円	二億二百五十万三千七百十一円
〃	第三回	七千八百三十五万円	七千八百二十五万五千九百八十円
〃	第四回	三億二千四百五十四万円	三億二千四百二十五万四千四百八円